

令和8年度税制改正(県税関係)のあらまし

1 個人住民税

◎ 個人住民税の控除等〔令和9年1月1日施行〕

- 給与所得控除の最低保障額を74万円(現行65万円)に引き上げる。
※ 令和9年度分の個人住民税から適用(引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置)
- ひとり親控除の控除額を33万円(現行30万円)に引き上げる。
※ 令和10年度分の個人住民税から適用

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前: 65万円 → 改正後: 74万円 ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前: 最高95万円 → 改正後: 最高104万円 (給与収入200万円相当以下) (給与収入665万円相当以下) ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置
③扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前: 58万円 → 改正後: 62万円
④ひとり親控除の見直し	改正前: 30万円 → 改正後: 33万円 ※令和10年度分から適用	改正前: 35万円 → 改正後: 38万円 ※令和9年分所得から適用

	R7改正前	R8改正前	R8改正後		R7改正前	R8改正前	R8改正後	
非課税ライン (単身者の場合)	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円 (変更なし)	45万円	基礎控除	48万円 → +47万円	95万円 → +9万円	104万円
	給与所得 控除	55万円 → +10万円	65万円 → +9万円	74万円	給与所得 控除	55万円 → +10万円	65万円 → +9万円	74万円
	計	100万円	110万円	119万円	計	103万円	160万円	178万円
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用							

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

◎ 道府県民税利子割に係る清算制度の導入〔令和8年4月1日施行〕

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税收帰属を調整する清算制度を導入
※ 令和8年度分の利子割から適用

◎ ふるさと納税制度の見直し〔令和9年1月1日施行〕

- 特例控除額について、193万円(給与収入1億円相当)(※1)を上限として新たに設定
※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。
(特例寄附額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり)
※2 令和9年寄附分から適用

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

2 自動車関係諸税

◎ 環境性能割の廃止〔令和8年4月1日施行〕

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当

◎ 軽油引取税等の当分の間税率の廃止〔令和8年4月1日施行〕

- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止
- 当分の間税率の廃止に係る安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応